



消防法令における

電子申請可能な手続きが変更されます。

電子申請の対象となる手続き

- ・消防計画作成（変更）届出
- ・防火・防災管理者選任（解任）届出
- ・全体についての消防計画作成（変更）届出
- ・防火対象物点検結果報告
- ・統括防火・防災管理者選任（解任）届出
- ・自衛消防組織設置（変更）届出
- ・消防用設備等（特殊消防用設備等）点検報告
- ・防災管理点検結果報告
- ・防火対象物・防災管理点検特例認定申請
- ・防火対象物・防災管理対象物管理権限者変更届出
- ・防火対象物使用開始届出
- ・火を使用する設備等の設置届出（炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー・給湯湯沸設備・乾燥設備・サウナ設備・ヒートポンプ冷暖房機・火花を生ずる設備・放電加工機）
- ・火を使用する設備等の設置届出（急速充電設備・燃料電池発電設備・発電設備・変電設備・蓄電池設備）

消防署



申請者



※副本の返信等が必要な場合は、従前のとおり窓口への提出をお願いいたします。

手続方法

手続は松本広域消防局のホームページの「申請・届出」メニューをご利用ください。

アクセス先 <https://www.m-kouiki119.jp/shinsei/>



※ご利用には、アカウントの登録が必要です。

※従来ご利用いただいておりました「電子メール受付」での消防法令における電子申請は終了となります。

問合せの対応は、平日の午前
8時30分から午後5時15分
までとさせていただきます。

お問い合わせ先

松本広域消防局 予防課

TEL：0263-25-1599

mail:shobo_yobo@m-kouiki.or.jp

